

## 冬期間だからこそ健康維持

大豆渡区で健康講座



皆さんで減塩味噌汁を夕食

体を動かす機会の少ない冬期間に、健康づくりに取り組む大豆渡区(星光一区长)では、週に1回のペースで区民が集まり、「さすけねえ体操」で体をほぐしています。

2月19日、「健康講座」と題して開催されたこの日は、認知症を予防するための講座や新型コロナウイルス感染症対策、食生活を改善するための調理方法なども学びました。

参加者は、町の保健師が説明する認知症の予防方法に熱心に耳を傾けるとともに、食生活改善推進員が調理した減塩味噌汁を実食しながら、健康維持への関心を深めていました。

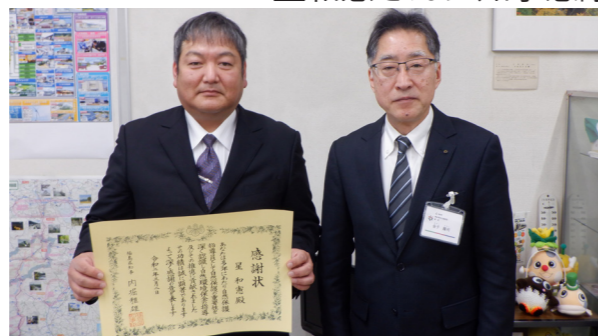
自然環境を保全するため、その状況把握と必要な指導などを担う、福島県自然保護指導員。

10年以上の長きにわたり指導員を務められた星和憲さん(熨斗戸)に、永年勤続知事感謝状が贈られ、3月12日に南会津地方振興局で伝達式が行われました。

平成20年4月に福島県自然保護指導員に委嘱された星さん。尾瀬国立公園(田代山・帝釈山地域)を中心に、自然環境の情報収集、自然保護の普及啓発活動、登山マナーの指導などに尽力されています。

このたび、その功績が認められての贈呈となりました。

## 自然公園の保護などに尽力 星和憲さんに知事感謝状



感謝状を手にする星さん(左)と金子隆司南会津地方振興局長(右)

## 新型コロナウイルスの感染を防ぐために 小学校児童へマスクを寄贈(有)薫栄



星教育長にマスクを手渡す安藤伸幸常務(左)と猪巻正宣さん(右)

世界的規模で感染が拡大している新型コロナウイルスは、日本国内でも感染が確認されています。

この影響から、感染症予防の必需品「マスク」の品薄状態が続く中で、(有)薫栄(千葉薫代表取締役)から、町にマスクが贈られました。

2月28日、マスクを手に教育長室を訪れた、同社の安藤常務と猪巻さん。「子どもたちへの感染を防ぐためのマスクです。ぜひ役立ててください」とあいさつされ、星教育長にマスクを手渡しました。

いただいたマスクは、町内各小学校に配布されます。

## 福島県相談業務のお知らせ

区分	県政相談 (面談・電話)	交通事故相談 (面談・巡回)																																																																	
内容	県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けします。 相談は無料で秘密は厳守します。	交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などの相談をお受けします。 相談は無料で秘密は厳守します。																																																																	
相談場所	県庁「県政相談コーナー」 各合同庁舎内「県政相談コーナー」	県庁「県政相談コーナー」																																																																	
相談日時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。) ①午前9時～正午 ②午後1時～午後4時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。) ①午前9時～正午 ②午後1時～午後4時																																																																	
その他	<p>【南会津地方の面談】</p> <p>開催日 毎週水曜日(予約制)</p> <p>相談場所 南会津地方振興局「県政相談コーナー」</p> <p>予約受付先 会津地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-724</p> <p>※相談日の前日正午までに予約してください。 ※予約がない場合は開催いたしません。</p> <p>【電話相談】</p> <p>県庁「県政相談コーナー」 電話0120-899-721 電話024-521-7017 E-mail kenseisoudan@pref.fukushima.lg.jp</p> <p>郡山 県中地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-722</p> <p>白河 県南地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-723</p> <p>会津若松 会津地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-724</p> <p>南会津 会津地方振興局または県庁で受け付けます。</p> <p>南相馬 相双地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-726</p> <p>いわき いわき地方振興局「県政相談コーナー」 電話0120-899-727</p>	<p>【巡回相談(予約制)】</p> <p>予約受付先 県庁「県政相談コーナー」 電話024-521-4281</p> <p>・相談員が出向いて相談を受け付けます。 ・相談を希望する方は次の日程を確認の上、必ず事前に予約をし、指定された時間にお越しください。 ※相談日の前日正午までに予約してください。 ※予約がない場合、巡回相談は実施いたしません。</p> <p>令和2年度 交通事故巡回相談日程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>郡山 合同庁舎</th> <th>白河 合同庁舎</th> <th>会津若松 合同庁舎</th> <th>いわき 合同庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>28日(火)</td><td>21日(火)</td><td>14日(火)</td><td>7日(火)</td></tr> <tr><td>5月</td><td>20日(水)</td><td>—</td><td>19日(火)</td><td>12日(火)</td></tr> <tr><td>6月</td><td>23日(火)</td><td>16日(火)</td><td>9日(火)</td><td>2日(火)</td></tr> <tr><td>7月</td><td>28日(火)</td><td>—</td><td>14日(火)</td><td>7日(火)</td></tr> <tr><td>8月</td><td>25日(火)</td><td>18日(火)</td><td>12日(水)</td><td>4日(火)</td></tr> <tr><td>9月</td><td>29日(火)</td><td>—</td><td>8日(火)</td><td>1日(火)</td></tr> <tr><td>10月</td><td>27日(火)</td><td>20日(水)</td><td>13日(火)</td><td>6日(火)</td></tr> <tr><td>11月</td><td>25日(水)</td><td>—</td><td>17日(火)</td><td>10日(火)</td></tr> <tr><td>12月</td><td>22日(火)</td><td>15日(火)</td><td>8日(火)</td><td>1日(火)</td></tr> <tr><td>1月</td><td>26日(火)</td><td>—</td><td>13日(水)</td><td>6日(水)</td></tr> <tr><td>2月</td><td>17日(水)</td><td>16日(火)</td><td>9日(火)</td><td>2日(火)</td></tr> <tr><td>3月</td><td>23日(火)</td><td>—</td><td>9日(火)</td><td>2日(火)</td></tr> </tbody> </table> <p>※日程を変更する場合がありますので、事前にご確認ください。</p>	会場	郡山 合同庁舎	白河 合同庁舎	会津若松 合同庁舎	いわき 合同庁舎	4月	28日(火)	21日(火)	14日(火)	7日(火)	5月	20日(水)	—	19日(火)	12日(火)	6月	23日(火)	16日(火)	9日(火)	2日(火)	7月	28日(火)	—	14日(火)	7日(火)	8月	25日(火)	18日(火)	12日(水)	4日(火)	9月	29日(火)	—	8日(火)	1日(火)	10月	27日(火)	20日(水)	13日(火)	6日(火)	11月	25日(水)	—	17日(火)	10日(火)	12月	22日(火)	15日(火)	8日(火)	1日(火)	1月	26日(火)	—	13日(水)	6日(水)	2月	17日(水)	16日(火)	9日(火)	2日(火)	3月	23日(火)	—	9日(火)	2日(火)
	会場	郡山 合同庁舎	白河 合同庁舎	会津若松 合同庁舎	いわき 合同庁舎																																																														
4月	28日(火)	21日(火)	14日(火)	7日(火)																																																															
5月	20日(水)	—	19日(火)	12日(火)																																																															
6月	23日(火)	16日(火)	9日(火)	2日(火)																																																															
7月	28日(火)	—	14日(火)	7日(火)																																																															
8月	25日(火)	18日(火)	12日(水)	4日(火)																																																															
9月	29日(火)	—	8日(火)	1日(火)																																																															
10月	27日(火)	20日(水)	13日(火)	6日(火)																																																															
11月	25日(水)	—	17日(火)	10日(火)																																																															
12月	22日(火)	15日(火)	8日(火)	1日(火)																																																															
1月	26日(火)	—	13日(水)	6日(水)																																																															
2月	17日(水)	16日(火)	9日(火)	2日(火)																																																															
3月	23日(火)	—	9日(火)	2日(火)																																																															
問合せ	福島県 県民広聴室 電話024-521-7013																																																																		

納税に関するお問い合わせ先は

**4月の納税こよみ**

**国民年金 3月分**

納期限は**4月30日(木)**です

税務課(町県民税等)	Tel. 0241-62-6110
健康福祉課(介護保険料)	Tel. 0241-62-6170
住民生活課 (後期高齢者医療保険料・国民年金)	Tel. 0241-62-6120
館岩総合支所 町民課	Tel. 0241-78-3345
伊南総合支所 町民課	Tel. 0241-76-7712
南郷総合支所 町民課	Tel. 0241-72-2224

**連載コラム「相続登記」パート2**

相続した不動産の相続登記を放置したことで、登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが多くあり、所有者不明の土地や建物の問題が社会的関心を集めています。

このコラムでは、相続登記の必要性や重要性を、わかりやすくお伝えします。

**最終回「親から土地を相続したが、お隣の境界が分からない場合はどうすればいいですか？」**

**答** 最寄りの法務局、市町村に備え付けてある公図(地図)を取得して、土地の形状や境界線を確認してください。

もし、以前に測量(分筆登記など)した経緯があるなら、法務局に地積測量図が備え付けてある場合がありますので、それを取って境界線や境界杭などをご確認ください。

それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談の上、「境界の復元測量」を依頼してください。

万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合(なっている場合)は、福島県土地家屋調査士会に併設されている「境界

紛争解決支援センター「ふくしま」や、法務局の「筆界特定制度」をご利用ください。

【問合せ】福島県土地家屋調査士会  
【問合せ】福島県土地家屋調査士会  
電話024(534)7829  
電話024(534)2045

電話024(534)7829  
電話024(534)2045